

別記 1

次に掲げる対象活動ごとの単価に、環境保全型農業直接支払交付金交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3817号農林水産事務次官依命通知）別紙第1の3の対象農地に係る作付けの面積を乗じて得た額を上限とする。

対象活動	交付単価
5割低減の取組と炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用を組み合わせた取組	3,300円/10a
5割低減の取組とカバークロープを組み合わせた取組	4,500円/10a
5割低減の取組とリビングマルチ（小麦・大麦・イタリヤライグラス以外の種子を使用する場合）を組み合わせた取組	4,050円/10a
5割低減の取組とリビングマルチ（小麦・大麦・イタリヤライグラスの種子を使用する場合）を組み合わせた取組	2,400円/10a
5割低減の取組と草生栽培を組み合わせた取組	3,750円/10a
5割低減の取組と不耕起播種を組み合わせた取組	2,250円/10a
5割低減の取組と長期中干しを組み合わせた取組	600円/10a
5割低減の取組と秋耕を組み合わせた取組	600円/10a
有機農業（農林水産省生産局長が別に定める作物以外）の取組 （このうち、炭素貯留効果の高い有機農業を実施する場合（注）に限り、1,500円を加算）	9,000円/10a
有機農業（農林水産省生産局長が別に定める作物）の取組	2,250円/10a
5割低減の取組と「フェロモントラップ」と耕種的防除を組み合わせた害虫防除技術」を組み合わせた取組	4,500円/10a
5割低減の取組と冬期湛水管理（有機質肥料施用、畦補強等実施）を組み合わせた取組	6,000円/10a
5割低減の取組と冬期湛水管理（有機質肥料施用、畦補強等未実施）を組み合わせた取組	5,250円/10a
5割低減の取組と冬期湛水管理（有機質肥料未施用、畦補強等実施）を組み合わせた取組	3,750円/10a
5割低減の取組と冬期湛水管理（有機質肥料未施用、畦補強等未実施）を組み合わせた取組	3,000円/10a
5割低減の取組と炭の投入を組み合わせた取組	3,750円/10a
取組拡大加算	3,000円/10a

注 土壌分析を実施するとともに、炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用、カバークロープ、リビングマルチ又は草生栽培のいずれか1つ以上を実施する場合。

別記2

市町村が交付する当該利子助成の対象となった農業者ごとの融資残高につき次の割合で計算した額

1 平成13年4月30日までに貸し付けられた資金

- (1) 年2.0パーセント資金にあつては、年0.25パーセント
- (2) 年1.9パーセント資金にあつては、年0.265パーセント
- (3) 年1.8パーセント資金にあつては、年0.285パーセント
- (4) 年1.7パーセント資金にあつては、年0.3パーセント
- (5) 年1.6パーセント資金にあつては、年0.315パーセント
- (6) 年1.3パーセント資金にあつては、年0.365パーセント
- (7) 年1.1パーセント資金にあつては、年0.4パーセント

2 平成13年5月1日以降、平成22年3月31日までに貸し付けられた資金

- (1) 年2.0パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.65パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (2) 年2.0パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.55パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (3) 年2.0パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.5パーセント）にあつては、年0.125パーセント
- (4) 年1.95パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.6パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (5) 年1.95パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.5パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (6) 年1.95パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.45パーセント）にあつては、年0.125パーセント
- (7) 年1.9パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.45パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (8) 年1.85パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.5パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (9) 年1.85パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.4パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (10) 年1.85パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.35パーセント）にあつては、年0.125パーセント
- (11) 年1.8パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.35パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (12) 年1.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.4パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (13) 年1.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.3パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (14) 年1.75パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント）にあつては、年0.125パーセント
- (15) 年1.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.3パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (16) 年1.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (17) 年1.7パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント）にあつては、年0.125パーセント
- (18) 年1.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (19) 年1.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (20) 年1.65パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント）にあつては、年0.125パーセント
- (21) 年1.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.25パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (22) 年1.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (23) 年1.6パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.10パーセント）にあつては、年0.125パーセント
- (24) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.2パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (25) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (26) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (27) 年1.55パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年0.125パーセント
- (28) 年1.5パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.15パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (29) 年1.5パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (30) 年1.5パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (31) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (32) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年0.15パーセント
- (33) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (34) 年1.45パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、年0.125パーセント
- (35) 年1.4パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.1パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (36) 年1.4パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、年0.135パーセント
- (37) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.05パーセント）にあつては、年0.175パーセント
- (38) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年2.0パーセント）にあつては、年0.16パーセント
- (39) 年1.35パーセント資金（農林漁業金融公庫貸付利率年1.95パーセント）にあつては、年0.15パーセント

別記3

離島（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島をいう。）、特別豪雪地帯（豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づき指定された地域をいう。）、振興山村（山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、半島振興対策実施地域（半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう。）、過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項（同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する過疎地域（同法第3条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法第43条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第41条第1項若しくは第2項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）、第42条又は第44条第4項の規定により過疎地域とみなされる区域を含み、令和3年度から令和8年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特定市町村（同法附則第6条第1項、第7条第1項及び第8条第1項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を、令和3年度から令和9年度までの間に限り、同法附則第5条に規定する特別特定市町村（同法附則第6条第2項、第7条第2項及び第8条第2項の規定により特別特定市町村の区域とみなされる区域を含む。）を含む。）をいう。）、特定農山村地域（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域をいう。）、急傾斜畑地帯（旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法（昭和27年法律第135号）第3条の規定に基づき指定された地域又は受益地域内の平均傾斜度が15度以上の地域（水田地域を除く。）をいう。）又は指定棚田地域（棚田地域振興法（令和元年法律第42号）第7条第1項の規定に基づき指定された指定棚田地域をいう。）において行うものである場合

別記 4

資金名	貸付期日	利子補給率	
		農業協同組合	左記以外の融資機関
平準化資金	平成25年3月21日から平成25年4月17日まで	年2.15パーセント	年1.85パーセント
	平成25年4月18日から平成25年5月19日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
	平成25年5月20日から平成25年6月18日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
	平成25年6月19日から平成25年7月18日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
	平成25年7月19日から平成25年8月18日まで	年2.35パーセント	年2.05パーセント
	平成25年8月19日から平成25年10月20日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
	平成25年10月21日から平成26年2月19日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
	平成26年2月20日から平成26年3月18日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
	平成26年3月19日から平成26年7月17日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
	平成26年7月18日から平成26年11月19日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
	平成26年11月20日から平成27年1月21日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
	平成27年1月22日から平成27年2月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
	平成27年2月19日から平成27年3月17日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
	平成27年3月18日から平成27年4月19日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
	平成27年4月20日から平成27年5月26日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
	平成27年5月27日から平成27年8月18日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
	平成27年8月19日から平成28年1月20日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
	平成28年1月21日から平成28年2月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
	平成28年2月19日から平成28年3月17日まで	年1.50パーセント	年1.20パーセント
	平成28年3月18日から平成28年4月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
	平成28年4月20日から平成28年9月19日まで	年1.20パーセント	年0.90パーセント
	平成28年9月20日から平成28年10月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
	平成28年10月20日から平成28年11月23日まで	年1.20パーセント	年0.90パーセント
	平成28年11月24日から平成28年12月18日まで	年1.15パーセント	年0.85パーセント
	平成28年12月19日から平成29年2月19日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
	平成29年2月20日から平成29年3月20日まで	年1.50パーセント	年1.20パーセント
平成29年3月21日から平成30年8月19日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント	
平成30年8月20日から平成30年12月18日まで	年1.50パーセント	年1.20パーセント	
平成30年12月19日から平成31年2月20日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント	
平成31年2月21日から令和元年7月18日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント	

令和元年7月19日から令和元年9月18日まで	年1.15パーセント	年0.85パーセント
令和元年9月19日から令和元年10月20日まで	年1.10パーセント	年0.80パーセント
令和元年10月21日から令和元年12月17日まで	年1.15パーセント	年0.85パーセント
令和元年12月18日から令和2年2月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和2年2月20日から令和2年4月19日まで	年1.20パーセント	年0.90パーセント
令和2年4月20日から令和2年7月19日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和2年7月20日から令和2年12月17日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
令和2年12月18日から令和3年2月18日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和3年2月19日から令和3年8月18日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
令和3年8月19日から令和3年10月17日まで	年1.30パーセント	年1.00パーセント
令和3年10月18日から令和4年3月17日まで	年1.40パーセント	年1.10パーセント
令和4年3月18日から令和4年7月18日まで	年1.55パーセント	年1.25パーセント
令和4年7月19日から令和4年8月18日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
令和4年8月19日から令和4年9月19日まで	年1.55パーセント	年1.25パーセント
令和4年9月20日から令和4年10月19日まで	年1.65パーセント	年1.35パーセント
令和4年10月20日から令和4年11月17日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
令和4年11月18日から令和4年12月18日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
令和4年12月19日から令和5年1月18日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
令和5年1月19日から令和5年2月19日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
令和5年2月20日から令和5年3月19日まで	年1.95パーセント	年1.65パーセント
令和5年3月20日から令和5年4月18日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
令和5年4月19日から令和5年5月17日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
令和5年5月18日から令和5年6月18日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
令和5年6月19日から令和5年8月20日まで	年1.75パーセント	年1.45パーセント
令和5年8月21日から令和5年9月18日まで	年1.85パーセント	年1.55パーセント
令和5年9月19日から令和5年10月18日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
令和5年10月19日から令和5年11月19日まで	年2.15パーセント	年1.85パーセント
令和5年11月20日から令和5年12月17日まで	年2.25パーセント	年1.95パーセント
令和5年12月18日から令和6年1月17日まで	年2.15パーセント	年1.85パーセント
令和6年1月18日から令和6年2月19日まで	年2.05パーセント	年1.75パーセント
令和6年2月20日以降	年2.15パーセント	年1.85パーセント

別記 5

補助対象経費の限度額は、次の表に掲げる基準額に実施年数を乗じた額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

農業生産基盤整備事業等の受益面積区分	基準額
60ヘクタール未満	1,500千円
60ヘクタール以上200ヘクタール未満	2,000千円
200ヘクタール以上	4,000千円

別記 6

補助対象経費の限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知）別紙1の別表1の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

区 分	交付割合	集約化加算に該当する場合の交付割合			
農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。）別紙1の別表3に定める中心経営体農地集積率	55%以上65%未満	0.055			
	65%以上75%未満	0.065			
	75%以上85%未満	0.075			
	85%以上	0.085			
		0.065	0.085	0.105	0.125

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

別記 7

補助対象経費の限度額は、農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。）別紙1の別表1の区分の欄の1から3までの事業に係る総事業費の2パーセントに相当する額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

別記 8

補助対象経費の限度額は、国営農地再編整備事業等の総事業費に次に定める交付割合を乗じて得た額から、前年度までに執行した補助対象経費の累計額を減じた額とする。

区 分	交付割合	集約化加算に該当する場合の交付割合			
農業競争力強化農地整備事業実施要領（平成30年3月30日付け29農振第2605号農林水産省農村振興局長通知・29生畜第1500号農林水産省生産局長通知。）別紙1の別表3に定める中心経営体農地集積率	55%以上65%未満	0.014			
	65%以上75%未満	0.017			
	75%以上85%未満	0.019			
	85%以上	0.022			
		0.017	0.022	0.027	0.032

注 集約化加算に該当する場合とは、中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合をいう。

別記9

1 施設等の整備等の区分に応じて当該事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事業内容に応じて設定するものに次の2で掲げる助成単価を乗じた額の合計。

2 助成単価は次のとおりとする。

区分	交付単価
1 ほ場の区画拡大（水路の変更を伴わないもの）	
高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	250,000円/10a 【180,000円/10a】
高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	235,000円/10a 【170,000円/10a】
高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	60,000円/10a 【50,000円/10a】
畦畔撤去のみの場合	35,000円/100m 【35,000円/100m】
緩傾斜化	105,000円/10a 【70,000円/10a】
2 ほ場の区画拡大（水路の変更を伴うもの）	
高低差が10cmを超える場合であって表土扱いを行う場合	420,000円/10a 【295,000円/10a】
高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行う場合	400,000円/10a 【285,000円/10a】
高低差が10cm以下の場合であって表土扱いを行わない場合	225,000円/10a 【165,000円/10a】
3 暗渠排水	
バックホウ工法を用い、表土扱いを行う場合	190,000円/10a 【135,000円/10a】
バックホウ工法を用い、表土扱いを行わない場合	170,000円/10a 【120,000円/10a】
トレンチャ工法を用い、表土扱いを行わない場合	120,000円/10a 【85,000円/10a】
掘削同意埋設工法を用い、表土扱いを行わない場合	105,000円/10a 【75,000円/10a】

4	湧水処理	
	表土扱いを行う場合	205,000円/100m 【140,000円/100m】
	表土扱いを行わない場合	185,000円/100m 【125,000円/100m】
5	末端畑地かんがい施設	
	樹園地	290,000円/10a 【205,000円/10a】
	樹園地以外	185,000円/10a 【130,000円/10a】
	ほ場外からの接続管	65,000円/10m 【45,000円/10m】
	給水栓設置のみの場合	20,000円/箇所 【15,000円/箇所】
6	土層改良	
	反転耕	280,000円/10a 【205,000円/10a】
	混層耕	20,000円/10a 【15,000円/10a】
	堆肥施用	20,000円/10a 【15,000円/10a】
	明渠排水	15,000円/100m 【10,000円/100m】
	客土	260,000円/10a 【175,000円/10a】
	除礫	235,000円/10a 【160,000円/10a】
7	更新整備	
	用水路	125,000円/10m 【85,000円/10m】
	排水路	220,000円/10m 【160,000円/10m】

	農作業道	115,000円/10m 【80,000円/10m】
	排水口	40,000円/箇所 【30,000円/箇所】
	特認事業	事業採択申請時に地方農政局長等が特に必要と認めるものに限り、必要な単価を定める
8	畑作転換工	
	額縁明渠工	15,000円/100m 【10,000円/100m】
	酸度矯正	5,000円/10a 【5,000円/10a】
9	条件改善推進費	単年度当たり3,000,000円まで
10	高収益作物転換推進費	
	ハード事業の受益面積の1/4以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり3,000,000円まで
	ハード事業の受益面積の1/3以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり4,000,000円まで
	ハード事業の受益面積の1/2以上を新たに高収益作物に転換する場合	単年度当たり5,000,000円まで
11	新植・改植支援	別表に示す単価
12	幼木管理支援	
	果樹に係るもの	220,000円/10a
	茶に係るもの	141,000円/10a
13	経営継続発展支援	
	大苗の育成支援	200,000円/10a
	代替農地での営農支援	280,000円/10a
	省力技術研修支援	30,000円/10a
14	園芸作物モデル産地形成支援	単年度当たり3,000,000円まで

15 産地形成支援事業	定率助成に係る交付対象経費に 下に示す割合を乗じた額
一般	市町村営：12.5% その他：12.5%
離島、半島、特別豪雪地帯、振興山村、過疎地域、 特定農山村地域、指定棚田地域	市町村営：10.0% その他：12.5%

【 】書きは、施工の全部を農業者施工により実施する場合の単価。

- 3 2の1～6までにあつては、単価は、受益面積のうち1a未満又は施工延長のうち10m未満を、一筆の農地毎に切り捨てて算出するものとする。また、2の7にあつては、施工延長のうち10m未満を切り捨てて算出するものとする。
- 4 耕地復旧を行わない場合には、次に定めるとおり助成額を減算するものとする。
- (1) 2の1及び2にあつては、受益面積10アール当たり2万5千円（施工延長100メートル当たり1万円）を減算。
- (2) 2の3にあつては、受益面積10アール当たり1万5千円を減算。
- (3) 2の4にあつては、施工延長100メートル当たり1万円を減算。
- 5 2の3に関して、地下かんがいを導入する場合には、受益面積10アール当たり3万円を加算するものとする。
- 6 2の3及び4に関して、一筆の農地における本暗渠管の全延長の管径が65mm以上の場合には、受益面積10アール当たり（4にあつては施工延長100メートル当たり）2万円加算するものとする。
- 7 2の3に関して、外注（有償）により実施設計を行う場合には、受益面積10アール当たり1万5千円を加算するものとする。
- 8 2の3に関して、農地の区画の形状等により吸水渠（本暗渠管）の間隔（L）が10メートル以外となる場合には、下式により受益面積（A）を割り引いて助成額を算出するものとする。
助成額 = $A \times 10 / L \times \text{上限単価}$
- 9 2の1～8を水田地域で実施する場合、上限単価は2の表に掲げる額の2倍を上限とする。
- 10 2の9、10及び14の助成の限度額は、上限単価に当該事業の実施年数を乗じた額とする。
- 11 2の10を実施する場合は、10に示す限度額の範囲内で2の9を実施することができる。
- 12 2の11～14までを実施する場合、他の国庫補助事業による支援を重複して受けないよう留意すること。
- 13 2の15においては、定率助成の事業種類を水田地域で実施する場合に活用することができる。

別表

補助対象となる取組	新植支援単価等 (括弧書きは改植支援単価)
-----------	--------------------------

果樹

慣行樹形等への新植・改植		
1	うんしゅうみかん等のかんきつ類への新植・改植	210,000円/10a (230,000円/10a)
2	りんごのわい化栽培への新植・改植	320,000円/10a (330,000円/10a)
3	ぶどう（加工用）の垣根栽培への新植・改植	320,000円/10a (330,000円/10a)
4	主要果樹（かんきつ類、りんご、なし、かき、ぶどう、もも、おうとう、びわ、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びいちじくをいう。）の新植・改植	150,000円/10a (170,000円/10a)
5	1～4までのいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
省力樹形への新植・改植		
1	超高密植（トールスピンドル）栽培（りんご）への新植・改植	710,000円/10a (730,000円/10a)
2	高密植低樹高（新わい化）栽培（りんご）への新植・改植	520,000円/10a (530,000円/10a)
3	根城制限栽培（うんしゅうみかん等のかんきつ類）への新植・改植	1,080,000円/10a (1,110,000円/10a)
4	根城制限栽培（ぶどう、なし、もも等）への新植・改植	990,000円/10a (1,000,000円/10a)
5	ジョイント栽培（なし、もも、すもも、かき等）への新植・改植	320,000円/10a (330,000円/10a)
6	朝日ロンバス方式（りんご）への新植・改植	320,000円/10a (330,000円/10a)
7	V字ジョイント栽培（なし、りんご、もも、おうとう、かき等）への新植・改植	710,000円/10a (730,000円/10a)
8	1～7までのいずれの場合にも該当しない新植・改植	2分の1以内
茶の新植・改植		120,000円/10a (152,000円/10a)

別記10

- 1 農地に係わるものにあつては10分の5、農業用施設に係わるものにあつては10分の6.5の比率とする。ただし、令和6年1月1日から12月31日までに発生した災害により甚大な被害を受けた地域（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号。次項において「暫定措置法」という。）第3条第4項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が指定する地域とする。）に限り、その災害を受けた農地又は農業用施設の災害復旧の事業費（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。次項において「暫定措置法施行令」という。）第3条の規定により農林水産大臣が決定する事業費とする。以下この項において「事業費」という。）のうち、市町村ごとにその区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る事業費の総額（以下この項において「事業費総額」という。）が、この区域内にある農地につき耕作の事業を行う者であつて当該災害を受けたものの総数（以下この項において「被害者総数」という。）に8万円を乗じた額を超える場合において、農地に係わるものにあつては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について10分の8（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については10分の9）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき10分の5の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率、農業用施設に係るものにあつては、事業費総額が被害者総数に8万円を乗じた額を超える部分の額について10分の9（当該部分のうち、事業費総額が被害者総数に15万円を乗じた額を超える部分の額については10分の10）の比率により算出して得た額に、被害者総数に8万円を乗じた額につき10分の6.5の比率により算出して得た額を加えた額を事業費総額で除して得た率とする。
- 2 令和6年12月31日までの3年間に発生した災害により甚大な被害を受けた地域（暫定措置法施行令第5条の3第2項の規定によりその年ごとに農林水産大臣が告示する市町村の区域とする。）内において令和6年1月1日から12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、前項の規定にかかわらず、当該3年間の災害により被害を受けた農地及び農業用施設の災害復旧事業の事業費の総額につき、当該3年間の災害が令和6年1月1日から12月31日までの間に発生したものとみなし、かつ、その地域につき暫定措置法第3条第4項の規定による指定がなされたものとみなして、前項の補助の比率を適用して算出した補助金の額に相当する額を、その事業費の総額で除して得た率とする。ただし、この項の規定は、これらの規定を適用しないものとして前項の規定により算出した同項の規定による補助の率が、この項の規定を適用して前項の規定により算出した同項の規定による補助の率を超える場合は、適用しない。
- 3 激甚災害を受けた地域（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「特別財政援助法施行令」という。）第14条第2項の規定により農林水産大臣が告示する区域とする。）における当該激甚災害に係る農地又は農業用施設の災害復旧事業費に対する補助の比率は、第1項の規定による額に、当該災害復旧事業に要する経費の額（第1項の規定による率により算定して得た額に相当する額を除く。以下この項において「控除額」という。）のうち、市町村ごとに、特別財政援助法施行令第15条第1項に定める額に相当する部分の額を特別財政援助法施行令第16条第1号に定めるところにより区分し、その区分された部分の額に、それぞれ次の各号に掲げる区分により、農地又は農業用施設について、当該各号に定める比率により算出して得た額の合計額を加えた額を当該災害復旧に係るそれぞれの事業費の総額で除して得た率とする。この場合において、特別財政援助法施行令第15条及び第16条の適用に当たっては、これらの規定中「通常補助控除額」とあるのは、「控除額」とする。
 - (1) 特別財政援助法施行令第16条第1号イに規定する額については、10分の7
 - (2) 特別財政援助法施行令第16条第1号ロに規定する額については、10分の8
 - (3) 特別財政援助法施行令第16条第1号ハに規定する額については、10分の9
- 4 令和5年1月1日から令和5年12月31日までに発生した災害により被害を受けた農地又は農業用施設の災害復旧事業の事業費に対する補助の比率は、市町村ごとにその区域内にある農地又はその区域内にある農地が受益する農業用施設について、その年に発生した災害に係る事業費の総額に基づき前3項の規定により算出した率とする。